

件名:	新生児聴覚検査費用助成制度の創設について
担当課:	こども未来部 子育て保健課 母子保健担当(電話:083-921-7085)

新生児聴覚検査費用助成制度を創設します

新生児聴覚検査は、出生した医療機関や助産所において、生後3日目頃に先天性難聴を早期発見するために行う検査です。先天性難聴児は、出生数1,000人に1~2人とされています。先天性難聴を早期に発見し、適切な療育、支援を受けることにより、自立生活に必要な言語・コミュニケーション手段の形成に大きな効果が得られます。

家庭環境に関わらず、対象となるすべての新生児が新生児聴覚検査を受けられるよう新生児聴覚検査に係る費用の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。

(1) 制度開始日

令和4年4月1日

(2) 対象者

次の①と②の両方を満たす方

- ① 令和4年4月1日以降に出生した新生児の保護者
- ② 新生児聴覚検査実施日に市内に住民登録がある保護者

(3) 制度内容

対象となる保護者に対して、医療機関等で受検した新生児聴覚検査に係る費用の全部又は一部を助成します。

(4) 助成額

新生児1人あたり5,000円を上限とし、検査費がこれに満たないときは、当該検査費の額とします。

(5) 申請期間

新生児聴覚検査を受けた日から原則6か月以内

(6) 申請窓口

申請は、各保健センターまたは阿知須、徳地の総合支所総合サービス課健康づくり担当で受け付けます。

(7) 周 知

妊娠届出の際に、市保健センター及び各総合支所総合サービス課で、お知らせします。

また、市広報、市公式ウェブサイトに掲載するほか、医療機関、助産所にチラシを配布して周知する予定です。